

つくばみらい市訓令第 7 号

つくばみらい市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市事務決裁規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市事務決裁規程（平成 18 年つくばみらい市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、つくばみらい市における事務の決裁について、事務処理に対する責任を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 号中「及び副市長並びに」を「若しくは」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「副市長並びに」を削り、同条に次の 3 号を加える。

（4） 部長 部長、市長公室長、会計管理者

（5） 課長 課長

（6） 課長補佐 課長補佐、室長

第 8 条第 1 項の表会計管理者不在の項を削る。

別表第 5 中

「

国際交流の推進に関する こと。	重要な もの	○	
--------------------	-----------	---	--

」を

「

国際交流及び友好都市の 推進に関すること。	重要な もの	○	
--------------------------	-----------	---	--

」に、

「

シティプロモーション事 業の企画及び実施		○	
情報政策の総合調整		○	
電子行政システムに関す		○	

ること。

」を

シティプロモーション事業の企画及び実施

○

ふるさと納税に関すること。

重要な
もの

○

」に、

職務専念義務免除の承認

○

」を

職務専念義務免除の承認

○

情報政策の総合調整

○

電子行政システムに関するこ
と。

○

」に、

上下水道課
(下水道部
門(公共下
水道事業を
除く。))

下水道施設の設置計画及び
実施

○

受益者分担金の決定及び変
更

○

使用料の決定及び変更

○

受益者分担金の徴収猶予及
び減免

○

使用料の徴収猶予及び減免

○

受益者分担金及び使用料の
納入通知書の発行

○

使用水量の認定

○

水洗便所普及促進に関する
こと。

○

排水設備指定工事店の指定
及び指定の継続

○

公共污水ますの設置に関する
こと。

○

宅内排水計画及び工事検査

○

除害施設に関する排水指導

○

下水道敷地等の占用許可

○

工事実施に係る関係機関と

○

	の協議			
	測量及び調査のための土地 の立入り			○
	処理施設の維持管理			○
	管理組合の指導			○
	取手地方広域下水道組合と の連絡調整			○
	合併浄化槽補助の決定		○	

」を

「

上下水道課 (下水道部 門(公共下 水道事業及 び農業集落 排水事業を 除く。))	下水道施設の設置計画及び 実施		○	
	受益者分担金の決定及び変 更		○	
	使用料の決定及び変更		○	
	受益者分担金の徴収猶予及 び減免		○	
	使用料の徴収猶予及び減免		○	
	受益者分担金及び使用料の 納入通知書の発行			○
	使用水量の認定			○
	水洗便所普及促進に関する こと。		○	
	排水設備指定工事店の指定 及び指定の継続		○	
	公共污水ますの設置に関す ること。			○
	宅内排水計画及び工事検査			○
	除害施設に関する排水指導			○
	下水道敷地等の占用許可			○
	工事実施に係る関係機関と の協議			○
	測量及び調査のための土地 の立入り			○
	処理施設の維持管理			○
	管理組合の指導			○
	取手地方広域下水道組合と の連絡調整			○
	合併浄化槽補助の決定		○	

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。